

ワークショップ

専門性を考えるいくつかの視点

1. はじめに

ワークショップをおこなう前に、病院図書室のめぐる環境の変化と、5つの専門性の要件を中心に材料提供を行った。要件とは、①病院図書館員の教育 ②病院図書館員の知識と技術 ③倫理的な規範 ④労働環境 ⑤資格制度化の5点である。

2. 図書館と医療をめぐる動き

図書館をめぐる動きでは、一昨年 of 末に文部省の図書館建設補助金の廃止が決定され、今後の図書館建設に大きく影響が出ることが予想されている。日本図書館協会の調査によれば、いくつかの自治体で、すでに計画を断念していることが明らかになっている。

実際、図書館整備率は、わずか54.9%を超えたところで(図書館整備率とは町村を対象にしたもの)、人口1万人未満の町村は自治体の約6割を占め、その設置率をみればわずかに19%にすぎない。すべての国民が平等に図書館サービスを受けるという前提からみれば納得のいかない決定といえるだろう。

また、国庫補助を受ける際の館長の司書資格要件の廃止や、同じく司書の配置基準などを含めた最低水準の廃止、加えて、図書館サービスの無料原則の見直しなどを含めた図書館法の改正が計画されている。これら一連の動きは、国がこれまで実施してきた図書館政策に関する方針を大きく転換し、公共図書館のあり方を根底から揺さぶっているという意味で「かつて経験したことのない」事態と

いえるのではないだろうか。

一方、医療をめぐる動きも厳しいものがある。医療費の抑制政策の中で、医療機関の約6割が赤字という厳しい経営状況にあることから病院の収支でいけば、たいした額でもない(本来大切な)図書費までもが削減されたり、チェックが厳しくなったり、担当者である図書館員の労働環境にも影響が出はじめている。

3. 病院図書室の果たす役割

厳しい状況ではあるが、一方で病院図書室の果たす役割もしだいに鮮明になってきている。

1) 教育施設としての病院の役割

臨床研修指定病院の指定基準[臨床研修病院の指定基準及び病院群による臨床研修病院の指定基準の運用の4(1)]に、『基準において、研修、研究に必要な図書、雑誌の整備が行われていること』としているが、その内容は、内外の専門図書及び雑誌を有し、かつ、年間少なくとも200万円以上の図書を購入していること。又、十分な図書、雑誌の活用を図るためには専任の職員を置くことが望ましい。』と位置づけられている。

内容に関しては、非常にお粗末なもので、200万円の予算で必要な図書がいったいどれだけ買えるというのだろうか。専任職員においても置くことが望ましいにとどめられている。しかし図書室や専任職員のことか明記さ

れているかいないかでは大きな違いがあることも事実である。

また、学会の教育施設の認定基準にも図書室の必要性が認められつつあるようだ。これらも、十分とは思えないが病院図書室や、病院図書館員の役割が認識されはじめていうひとつの現れと受け取ることもできるのではないだろうか。(『病院図書室』17(4)'97学会教育施設の図書室規定—アンケートを実施して参照)

2) 研究・学会発表・論文執筆の活発化

医学の急速な発展の中で、専門分化が進み各学会でも専門医の認定がおこなわれている。その要件の中に、学会発表や論文執筆などが要件となっているものが多い。

医師以外の職種でも同じ傾向にあり、院内で多数を占める看護部門においても、研究活動や論文執筆活動も活発化している。また、各職種を対象にした専門雑誌でも、学会発表や論文の書き方などの記事が日につくようになってきた。

3) 患者への医療情報の提供の動き—インフォームド・コンセント、患者の知る権利の高まり—

インフォームドコンセントや患者の知る権利の高まりの中で、医学書などの専門書を患者に提供している先進的な病院図書室の実践が、新たな病院図書室の役割を内外に知らせ、そこで働く病院図書館員の役割に注目が集まりつつある。

また、これらの流れの中で、日本医療機能評価機構がおこなっている病院機能評価事業がある。その評価項目の図書室を項目をみてみると、

図書室が適切に管理されているかについては、

- ・専任の図書室実務の管理者がいる
- ・院内の各種専門職種の生涯研修に配慮した専門雑誌の購入がおこなわれている

- ・図書に関する情報が定期的に知らされている
- ・図書が中央で一括管理されている
- ・図書の分類、整理が行われている。

また、その他、図書室機能の有効利用する体制があるについては、

- ・文献検索ができる
 - ・文献入手の支援体制がある
 - ・利用のための便宜が図られている
- などが挙げられている。

以上、病院図書室の役割について紹介してきた。おかれている状況は非常に厳しくなりつつあるが、同時に利用者が病院図書室や病院図書館員に求める内容が高くなってきていることもまた事実である。

4. 専門性の要件について

1) 病院図書館員の教育

病院図書館員の専門性を確立するためには、体系づけられた一定の教育によって得られる専門化された知的技能を習得している必要があると思う。

近畿病院図書室協議会と病院図書室研究会の共同研究班が行ったアンケート調査結果によると、約60%が司書資格を有し、約40%の方は司書としての基礎教育を受けていない。

また、入職時に業務に必要な教育を受けた方が約30%という結果になっている。従って、多くの病院図書館員は、入職時に必要な教育を受けていないことになる。

これら点から、司書資格を有していなくても病院図書館員としての役割を果たしていけるのか、また、入職時に研修を行わなくても、業務に支障はないのかなどの視点から論議を深めることもできるのではないだろうか。

従来の司書教育と病院図書館員の専門性という視点からみて、このアンケートでは興味ある結果がでている(資料1)。病院図書館員の業務内容で、a)資料の選択、c)情報の加工、h)相談業務、e)利用指導、k)統計と報告

書の作成などで、有資格者と、無資格者では約30%の格差が生じている。これらの結果は、専門性を考える上で、ひとつの手がかりとすることができるのではないだろうか。

また、研修会との関係でいえば、仮にすべての研修会に参加したと仮定して、はたしてそれで必要な専門性がすべて習得できるだろうか。研修会で得られるものと得られないものがあるとすればいったいそれは何なのだろうか。

これら点が明きらになれば、専門性を育て発展させる教育なるものがみえてくるかもしれない。

2) 知識と技術

病院図書館員に必要な知識と技術について考えてみたい。病院図書室の環境の変化の中で、大きく変化した点は、情報テクノロジーの急速な発展と、医学情報の電子化が挙げられる。これらのデータベース資源やインターネット資源は、これまでの印刷資源に加えて、新たに必要とされる知識と技術といえるであろう。

単なるメディアを取り扱う技能の習得に限定されるのではなく、そうした技能を基盤として、更にもその上の情報の判断力、発信能力とを絡めたコミュニケーション能力の形成をめざす新しい分野の知識と技術が必要となってきたといえる。

医学やその関連分野の知識と技術についても、私たちは、医療の専門職を利用者として仕事を行っている以上、レファレンスや文献検索を行う上でも、その知識と技術があるかないかで結果に大きな差が生じることは言うまでもない。診療情報管理士の資格も所持の方から、その教育で学んだ知識が、図書館業務でも役立っているとお聞きしたことがある。医学知識を習得する教育が病院図書館員にも必要ではないかと痛感している。

資料整理・管理のための知識と技術の習得は言うまでもなく基本である。きちんと整理され管理された情報であるからこそ必要な情報を取り出すことができ、図書館の基本とい

えるべき事柄である。これまでの、印刷資源に加えてデータベース資源、インターネット資源をどう整理管理するかも、ひとつの課題となるのかもしれない。

3) 倫理的な規範

専門職として倫理的規範を作成する目的は、社会的にその職種の存在価値をアピールすることと、内部の結束や自覚を高める役割がある。

まず、紹介したいのが「図書館員の倫理綱領」である(資料2)。その中の利用者に対する責任で「図書館員は利用者の秘密を漏らさない」とあるが、大阪府立母子総合医療センター図書室の貸し出しシステムは、まさに、この倫理綱領を忠実に守ったシステムといえるのではないだろうか。誰がどの本を読んだのか、返却されたあとには記録が残らないので、利用者のプライバシーを完全に守っているといえる。(『病院図書室』16(1)'96 効率のよい雑誌管理について参照)

また、ある病院の管理者が、特定の利用者がどの資料を利用しているか、提示するようにと図書館員に指示があり、どうすればよいか悩んでいるとの意見を聞いたことがある。

「図書館員の倫理綱領」に従えば、秘密を漏らさないことになるのだが、果たして機関からの要請に対して、病院図書室としてそれでよいのだろうか?。やはり、独自の倫理的な規範が必要なのではないだろうか。

また、今後利用者が患者にまで広がる可能性も十分にある。患者に医療情報を提供する場合は、非常に難しい問題が残されているが、この点では、京都南病院の図書室が先進的な取り組みをされているので、少し紹介させていただくと(資料3)、これは京都南病院が「医学書の利用について一医師から患者さんと一般の人々へ」として紹介されているものである。病院図書館員の倫理綱領を考える上で、たいへん参考となる資料ではないかと思う。また、京都南病院図書室司書の山室真知子さんが、ある患者団体の機関誌で、「司

業務の種類

- a : 資料の選択 b : 資料の整理・配架・管理 c : 情報の加工
 d : 貸出関連業務 e : 利用指導 f : 文献検索
 g : 相互貸借 h : 相談業務 i : スライド作成など
 j : 予算管理 k : 年次統計と報告書作成など l : 広報活動

1. 雇用形態別業務内容、業務実施率

	a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l
正職員	57%	98	64	89	78	84	94	72	30	60	60	35
非常勤職員	42	92	59	90	73	71	92	68	25	40	41	27
派遣職員	24	100	69	100	60	77	93	52	15	31	15	7
嘱託職員	75	100	75	100	100	75	100	75	25	50	50	25

2. 勤務形態別業務内容、業務実施率

	a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l
専任	60%	98	72	97	88	83	91	82	29	54	64	37
兼任	41	97	55	81	68	78	94	57	27	53	40	25

3. 資格別業務内容、業務実施率

	a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l
有資格者	62%	99	78	89	88	84	93	82	27	57	64	35
無資格者	38	96	42	84	67	75	90	55	28	52	36	23

資料1

病院図書館員認定資格制度に関する予備調査

当図書室の「一般図書コーナー」に食事療法などの一般向きの医学書が約500冊用意してありますが、今年の初めから医学・医療の専門書の一部を患者さんや地域の方々にも自由に利用して頂けるようになりました。

【医学専門書公開の目的】

最近、インフォームド・コンセントの拡がり、患者さんへの説明と患者さんの理解同意が治療効果を高めるとの認識が広がってきました。

これは、「なにも解りませんから、検査や治療は主治医に全てお任せします」と言うのではなく、自分の病気を正しく知ることが、治療に好結果をもたらします。

主治医または担当医から説明がもうひとつ良く解らない、または納得できないというときに、図書室で医学専門書で学んでもらおうと「医学専門書コーナー」を設けました。

私たちが「医学専門書コーナー」を設置した目的は、患者さんと主治医とがより良い話し合いをすすめていくときの手助けをしたい、そして病気の回復に役立てて欲しいと願ってのことです。図書室で得た知識をもとに主治医とよく話し合い、患者さんにとって納得のいく治療が展開できれば本も本望のことと思います。

【利用のしかた】

(1) 医学専門書は主治医と相談しながら読まれるのが一番良いと思いますが、主治医に内緒で読みたいときもあると思います。医学専門書も自分で選んで、手にとって読むことができますので、誰がどんな本を読んだのかの秘密は守れます。

ご自由に安心してご覧下さい。

(2) 「医学専門書のコーナー」には、医学辞書類・生理学・解剖学などの基礎医学書と内科・外科・小児科などそれぞれの専門診療科目のテキストブック、つまり各科の基本となる事柄について書かれている医学書があります。また薬の解説書もあります。病気の大きさばな知識、概念を知りたいときや、担当医から説明された専門用語の意味が解らないときには、医学辞典、医学用語辞典、テキストブックが役に立ちます。また解剖図鑑は、脳や肺臓や心臓や

腎臓あるいは腎、膵臓などの臓器がどこにあるのか、それぞれの関係を知るのに役立ちます。さらに詳しい医学専門書を必要とする時には図書室の係(司書)に気軽に声を掛けて下さい。出来る限りのお手伝いをします。また、図書委員会のメンバーの3人の医師も、本の内容についての相談にのることになっています。

(3) すべての図書館(室)では係りの人(司書)は「誰が何を調べたか、どんな質問をしたか」を他の人に漏らしてはいけないというルール(決まり)があります。

当院の図書室でもそのルールを守っていますので、安心して相談して下さい。

【医学専門書の利用にあたってのお願い】¹⁾

患者さんやその家族の方々が医学専門書を利用される時には次のことを確認して下さい。医学書に書いてあることは、

(1) 特定の治療方法を調めるためのものでは決してありません。それ以外にも治療方法はあります。

(2) 患者さんの病気に関する知識全てではありません。病気に関する知識はどんどん変わっていますし、他の考え方もあります。

(3) 患者さんの現実の状態で完全に一致するものではありません。患者さんの病歴は年齢や病気の進み具合などにより千差万別です。同じ病名を持つ患者さんでも病状や治療方法は一人一人と異なります。以上のことを理解して利用して下さい。

おわりに

患者さんやその家族に利用して頂く目的は図書室も病院の治療チームの一員として患者さんの1日も早い病気の回復を願うからです。図書室で得た知識をもとに主治医とよく話し合い、患者さんにとって納得のいく治療が展開できれば「医学専門書コーナー」も本望のことと思います。

せいぜい役立たせて下さい。それが医学・医療情報のより良い開放につながっていくことと思いますので。

京都南病院図書委員会 戸津崎茂雄

図書館員の倫理綱領

日本図書館協会
1980.6.4 総会決議

この倫理綱領は、「図書館の自由に関する宣言」によって示された図書館の社会的責任を自覚し、自らの職責を遂行していくための図書館員としての自律的規範である。

- この綱領は、「図書館の自由に関する宣言」と表裏一体の関係にある。この宣言に示された図書館の社会的責任を日常の図書館活動において果たしていくのは、職業集団としての内容の充実によらなければならない。この綱領は、その内容の充実に資し、図書館員としての職責を明らかにすることによって、自らの姿勢をたたくための自律的規範である。したがってこの綱領は、単なる道徳の訓戒や権利の主張を目的とするものでなく、すべての職種に共通な図書館員のあり方を考え、共通な基準を並べ立てることによって、図書館を社会の有用な機関たらしめようという、前向きでしかも活動的なものである。この綱領でいう図書館員とは、図書館に働くすべての職員のことである。綱領の各条項の具体化に当たっては、図書館長の理解とすぐれた指導力が不可欠である。
- 綱領の内容はこれまでの図書館活動の実践の中から生まれたものである。それを倫理綱領という形にまとめたのは、今や個人の親身一括の努力だけでは図書館本来の役割を果たすことができず、図書館員という職業集団の協力的な努力が必要となり、かつ図書館員あるべき姿を、図書館員と利用者、図書館を設ける機関または団体との三者が、共に考えるべき段階に立ち至ったからである。
- この綱領は、われわれの図書館員としての自覚の上に成立する。したがってその自覚以外にはいかなる拘束力もない。しかしながら、これを公表することによって、われわれの共通の目的と努力、さらにひとつの職業集団としての判断と行動を社会に誓約することになる。その結果、われわれはまず図書館に大きな期待を持つひととから、ついで社会全体からのきびしい批判に自らをさらすことになる。この批判の下で努力し、かつ図書館員という職業集団への信頼を生む。図書館員の専門性は、この信頼によってまず利用者を支えられ、さらに司書制度という形で確認され、充実にされなければならない。そしてその専門性がもたらす図書館委任の向上は、すべて社会に還元される。そうした方向へわれわれの図書館員全体が進む第一歩がこの倫理綱領の制定である。
- この綱領は、すべての図書館員が館理、館内の地位、職歴及び司書資格の有無にかかわらず、綱領を通して図書館の役割を理解し、職務別に積極的に参加することを期待している。さらに、図書館に働くボランティアや図書館同種施設に働く人びと、地域交流にかかわる人びと等による理解をも望んでいる。
- 綱領の構成は、図書館員個人の倫理規定にはじまり、組織体の一員としての図書館員の任務を考え、ついで図書館および図書館以外の入びととの協力に及び、ひろく社会における図書館員の果たすべき任務に至っている。

(図書館員の基本的態度)

第1 図書館員は、社会の期待と利用者の要求を基本的なよりどころとして職務を遂行する。図書館は社会の期待と利用者の要求の上に成立する。そして、ここから国民の知る自由の保障という図書館の目的も、またすべての国民への資料提供という基本機能も導き出される。したがって、図書館へのあらゆる期待と要求とを的確に把握し、分析し、かつ予測して、期待にこたえ、要求を実現するように努力することこそ、図書館員の基本的な態度である。

(利用者に対する責任)

- 図書館員は利用者を選別しない。国民の図書館を利用する権利は平等である。図書館員は、常に自由で公正で積極的な資料提供に心がけ、利用者とその国籍、信条、性別、年齢等によって差別してはならない。図書館員に対するさまざまな責任が平等によって利用者を選別してはならない。また、これまでサービスを受けられなかった人びとに対しても、平等なサービスがゆきわたるように努力すべきである。
- 図書館員は利用者の秘密を漏らさない。図書館員は、国民の読書の自由を保障するために、資料や施設の提供を通じて知りえた利用者の個人名や資料名等をさまざまな責任や平準に肩負って守らねばならない。または不注意に漏らすなど、利用者のプライバシーを侵害してはならない。このことは、図書館活動に必要とするすべての入びとに課せられた責務である。

(資料に関する責任)

- 図書館員は図書館の自由を守り、資料の収集、保存および提供につとめる。図書館員は、専門的知識と的確な判断とに基づいて資料を収集し、組織し、保存し、積極的に提供する。そのためには、資料の収集、提供の自由を侵害する責任や検閲をも受け入れなければならない。個人的な関心や好みによる資料の収集・提供をしてはならない。図書館員は、私的報酬や個人的利益を求めて、資料の収集・提供を行ってはならない。
- 図書館員は常に資料を知ることに努める。資料のひとつひとつについて知るということは決して容易ではないが、図書館員は常に資料を知る努力を怠ってはならない。資料についての十分な知識は、これまでも図書館員に対する最も大きな期待のひとつであった。図書館に対する要求が飛躍的に増大している今日、この期待もいっただんと高まっていることを忘れてはならない。さらに、この知識を前

提としてはじめて、潜在要求をふくむすべての要求に対応し、資料の収集・提供活動ができることを自覚すべきである。

(研修につとめる責任)

第6 図書館員は個人的、集団的に、不断の研修につとめる。図書館員が専門性の要求を満たすためには、(1) 利用者を知り、(2) 資料を知り、(3) 利用者と資料を結びつけるための資料の適切な組織化と提供の知識、技術を究明しなければならない。そのためには、個人的、集団的に日々不断の研修が必要であり、これらの研修の結果が、図書館活動全体を豊饒させる専門知識として集積されていくのである。その意味で、研修は図書館員の義務であり権利である。したがって図書館員は、自主的研修にはげむと共に研修条件の改善に努力し、制度としての研修を確立するようつとめるべきである。

(組織体の一員として)

第7 図書館員は、自館の運営方針や専任計画の策定に積極的に参画する。個々の図書館員が積極的な姿勢をもたなければ、図書館は適切・円滑に運営することができない。図書館員は、その図書館の設置目的と利用者の要求を理解し、全員が運営方針や専任計画等を十分理解していなければならない。そのためには、図書館員は計画等の策定にたえず関心をもち、積極的に参加するようつとめるべきである。

第8 図書館員は、相互の協力を強めて、集団としての専門的能力の向上につとめる。図書館がその機能を十分に果たすためには、ひとり図書館員だけでなく、職員集団としての力が発揮されなければならない。このためには、図書館員は同一職種の内協同と共に、他職種の役割をも正しく理解し、さらに、地域および全国規模の図書館員に結集して図書館の協同のもとに、それぞれの専門的知識と経験を結集する必要がある。図書館員の専門性は、現場での実践経験と不断の研修及び職員集団の協力によって高められるのであるから、図書館員は、経験の累積と専門知識の定着が、頻りにする人事異動や不当配転等によって妨げられないようつとめるべきである。

第9 図書館員は、図書館専任のため適正な労働条件の確保につとめる。組織体の一員として図書館員の自覚がいかに高くても、劣悪な労働条件のもとでは、利用者の要求にこたえる十分な活動できないばかりでなく、図書館員の健康そのものをも維持しがたい。適正数の職員配置をはじめ、労働災害や職業病の防止、婦人図書館員の母性保護等、適切な図書館専任が可能な労働条件を確保し、働きやすい職場をつくりつとめる必要がある。図書館員は図書館専任の向上のため、図書館における労働の独自性について自ら追求すべきである。

(図書館間の協力)

第10 図書館員は図書館間の理解と協力につとめる。図書館が本来の目的を達成するためには、一館独自の働きだけでなく、組織的に活動する必要がある。各図書館は館種、地域、設置者の別をこえ、理解と協力につとめるべきである。図書館員はこのことをすべて制度上の問題に帰するのではなく、自らの職業上の姿勢としてとらえなければならない。図書館間の相互協力は、自館における十分な努力が前提であることを忘れてはならない。

(文化の創造への寄与)

- 図書館員は住民や他団体とも協力して、社会の文化環境の醸成につとめる。図書館は孤立した存在であってはならない。地域社会に対する図書館の協力は、健康で民主的な文化環境を生み出す上に大いである。地方、との文化環境によって図書館の本来の機能は著しい変遷をうながされる。図書館員は住民の自主的な読書運動や文庫活動等をもよく理解し、図書館の増設やサービス改善を求め、また、健康かつ積極的にこたえなければならない。さらに、地域での教育、社会、文化情報機関や団体とも連携を保ちながら、地域文化の向上に寄与すべきである。
- 図書館員は、読者の立場に立ち出でて、出版文化の発展に寄与するようつとめる。出版の自由は、紙に資料、情報を送り手の手を意味するのではなく、より根本的に受け手を知る自由の自由根ざしている。この意味で図書館は、読者の立場に立ち出でて、出版物の生産・流通の問題に積極的に対処する社会的役割と責任を持つ。また図書館員は、「図書館の自由に関する宣言」の堅持が、出版、新聞放送等の分野における表現の自由を守る活動と深い関係を持つことを自覚し、常に読者の立場に立ち出でてこれら関連分野と協力するようつとめるべきである。

日本図書館協会は、わが国の図書館の現状にかんがみ、この倫理綱領を作成し、提唱する。本協会はこの綱領の維持発展につとめると共に、この綱領と相いれない事案に対しては、その改善に向けて不断に努力する。

書の立場からすれば見たいと言われる本はすべて見せてあげたい。知る権利や学習権を守るために。しかし、病院図書館の司書の立場としては専門書を読んだ後の患者のことも考えなければならず悩んでいました」また、「司書は資料探しを手伝う一方で、図書室での本を探すことを知られたくないという患者さんのプライバシーも尊重します」と語られている。この言葉には倫理的規範を考える上で、とても深い意味をもつものだと思えてならない。

4) 労働環境

「労働環境」についても、同じく共同研究班のアンケートの報告では、正職員が72%、非常勤職員が19%、派遣職員が6%となっている。また、専任が59%、兼任が40%となっている。ちなみに配置転換の可能性ありと回答している方は全体の約半数(47%)あった。

これらの結果を、雇用形態別業務内容、勤務形態別業務内容、資格別業務内容を個々の業務実施率で比較されているので、討議をする際に参考になると思う。(資料1参照)

少し見てみると、正職員と非常勤職員では、全体として正職員の方が、実施率が高い結果がでていいる。中でも、j)予算管理、k)年次統計と報告書作成で約20%の差があり、a)資料の選択では、15%の差がでていいる。また、正職員と派遣職員では、a)資料の選択、h)相談

業務、j)予算管理、k)年次統計と報告書作成、l)広報活動で、20%以上の差があり、正職員の実施率が高くなっているようだ。

専任か兼任かの勤務形態別業務内容でみると、全体として、専任の業務実施率が高くなっています。中でも、h)相談業務、k)年次統計と報告書作成などで20%以上の差がでている。

5) 資格制度化

資格制度化の問題だが、共同研究班のアンケート結果で、そもそも「認定資格制度」を必要とするような専門性はあるかという問いに、約70%の方が「ある」と回答されている。また、こういった制度を作ることに約80%の方が賛成している。

資格化することのメリットとして、①新しい業務領域の出現を社会に広くアピールする資格 ②新たに出現したその業務の技能を保持していることを証明する資格 ③その業務分野の専門職にふさわしい高度な能力を持つことを証明する資格 などが考えられる。

5. おわりに

今回のワークショップは、図書館員に焦点をあてたものとしては、おそらくはじめての試みであろう。今後の論議の第一歩になればと思う。

(文責：総合コーディネーター 前田元也)